



湿地条約(1971年、イラン、ラムサール)  
第12回締約国会議

2015年6月1～9日、ウルグアイ、プンタデルエステ

**決議 XII. 2 ラムサール条約戦略計画 2016-2024 (環境省暫定訳)**

1. これまでの2期間(6年間)に条約を実施していくための基礎として、決議 X.1 によって『2009-2015年戦略計画』が採択されたことを想起し、
2. 湿地が減少率及び劣化率が最も高い生態系であること、現在の湿地保全における課題を反映した新しい戦略計画にそって条約の実施を継続する必要があることを認め、そして、最近の傾向を示す指標が、今後数年のうちに生物多様性及びその他の湿地サービスへの圧力が増加すると示唆していることを意識し、
3. 持続可能な開発目標の公開作業部会の提案書に盛り込まれた水及び湿地への言及を認識し、貧困の根絶、食品と栄養、健康的な暮らし、男女平等、水質と給水、水の安全保障、エネルギー供給、自然災害の削減、適正なインフラの革新と開発、持続可能な人間の定住、気候変動への適応、海洋資源、生物多様性、及び生態系の持続可能な利用に関する全ての持続可能な開発目標の達成と、ラムサール条約湿地ネットワークを含む全ての湿地が直接関係していることを認識し、
4. 水が持続可能な開発の中核であると述べるリオ+20の結果を想起し、湿地がとりわけ水量及び水質の維持のために果たす重要な役割や、人間生活及び全ての人権の完全な享受には欠かせない安全な飲料水及び公衆衛生に対する人権を認める国連総会の決議 A/RES/68/157 を認識し、
5. 生物多様性条約締約国会議で採択された決定 III/21 を留意し、それ故に、生物多様性条約の下で実施される湿地に関連する活動において、主要なパートナーであるラムサール条約の役割を想起し、そして、ラムサール条約戦略計画(2009-2015年)を実施する中で、生物多様性戦略計画(2011-2020年)の愛知目標の達成に向けてラムサール条約が果たしてきた重要な貢献を認識し、
6. 締約国及びその他の利害関係者による戦略計画の実施が、条約の目標の進歩的な展開を時間をかけて促進してきたことを重ねて認識するだけでなく、条約の採択から44年が経った今、ますます差し迫った緊急の課題が残されており、条約は、変化し続ける世界において、湿地保全及び賢明な利用を一貫して成し遂げるために適応及び対応しなければならないことを認識し、
7. 加速する湿地の劣化及び減少に直面している締約国の間に広がる切迫感を意識し、減少及び劣化を防ぎ、食い止め、好転するために、より効果的な対応が必要とされていることを認識し、
8. 戦略計画は、湿地の減少と劣化の要因への対処、ラムサール条約湿地ネットワークの統合的で持続可能な方法による効果的な保全及び管理、全ての湿地の賢明な利用、並びに条約の実施をさらに強化することによってこれらの行動の達成を促進することに

より、湿地の減少及び劣化を防ぎ、食い止め、好転させるための今後9年間の優先行動を特定していることに留意し、

9. 国別報告書が締約国に実施の進捗状況及び問題点について報告する機会を提供することを意識し、第12回締約国会議に国別報告書を提出した全ての締約国に感謝し、
10. 湿地の賢明な利用を達成するための課題は地域間、各国間で大きく異なること、締約国がおかれている状況や能力には大きな違いがあることに留意し、また、何もせずにいることの代償は、長期的には高いものになると予測されていることにも留意し、
11. 戦略計画（2016-2024年）は、条約事務局の支援を受けて、締約国、ラムサール条約の国際機関パートナー、並びに政府間機関及び非政府機関（NGO）を含むその他の利害関係者との幅広い協議プロセスを経て、常設委員会の戦略計画作業部会によって準備されたことに留意し、
12. 生物多様性の指標の開発に関係のある現行の国際的な取組から学ぶことの将来性を意識し、
13. 有望な指標や利用可能なツールを用いた締約国への手引きを含め、戦略計画の実施の支援に適した材料を増強するために会期間の追加作業の必要性に留意し、

**締約国会議は、**

14. 今期の条約実施のための基盤として、この決議に添付されている戦略計画（2016-2024年）を承認し、条約事務局に対して、条約の実施に関わるその他の利害関係者に広く普及させることを指示する。
15. 目標と個別目標を通じて戦略計画を実施するという新たな課題に取り組むよう、全ての締約国、常設委員会、科学技術検討委員会(STRP)、CEPA監視パネル及び条約事務局に対して強く促し、かつ、ラムサール条約の国際機関パートナー及び地域イニシアティブに対して招請する。
16. その他の利害関係者、とりわけ、他の多国間環境協定や、金融機関を含む国際機関、NGO、市民社会団体、先住民族及び地域社会、科学学会及び研究機関、科学技術専門団体、資金提供者、並びに民間企業に戦略計画の実施に寄与することを招請する。
17. 第13回締約国会議用の国別報告書の様式を、新しいラムサール条約戦略計画の目標と個別目標を反映した使い勝手のよい形式に改良することについて、第51回常設委員会で検討するよう条約事務局及び常設委員会に要請する。
18. 愛知目標関連事項を含む生物多様性条約の報告要件を踏まえて、戦略計画の実施の進捗状況を継続的に監視し、国別報告書において、及び常設委員会の地域代表に対して戦略計画の実施における進展のみならず問題点についても報告することを締約国に対して強く促すとともに、常設委員会に対し、提出された情報に基づいて、その会議で戦略計画の実施における進展及び問題点について評価することを要請する。
19. 保全及び統合的な湿地の管理の主要な利害関係者である先住民族及び地域社会の積極的な参加を促進し、認め、強化することを締約国に対して奨励する。

20. 先住民族及び地域社会による湿地の賢明な利用及び慣習的な利用は湿地の保全において重要な役割を担い得ることを認識し、条約事務局にその情報を提供するよう関係者に対して奨励するとともに、資源の利用可能性に応じて、先住民族及び地域社会と湿地との関わり合いについて初期報告としてデータを集約するよう条約事務局に対して要請する。
21. 湿地のための第4次戦略計画の実施のための財源を国家予算から計上し、その旨を、適宜、第13回締約国会議の国別報告書において報告するよう締約国に対して奨励するとともに、決議XII.7に照らして、締約国による戦略計画の効果的な実施を支援するための追加的な資源を動員するよう条約事務局に対して強く促す。
22. 自国の優先順位、能力、資源に従って、戦略計画において設定された個別目標に沿って、定量化が可能で期限付きの独自の国及び地域の目標を定め、2016年12月までに条約事務局に提出するよう締約国に対して奨励する。
23. いくつかの締約国が愛知目標に沿った生物多様性国家目標及び行動計画を策定していることを認識し、それらの締約国に対して、戦略計画の国内実施を生物多様性国家行動計画の実施と統合・調和させるよう強く促す。
24. 決定SC47-24に従い、条約事務局に対して、湿地の状態を含む湿地の現状と傾向に関するテーマ別評価の要請をIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）に提出するとともに、生物多様性及び生態系サービスの地域的・世界的評価を含むIPBESでの作業に条約がどのように貢献できるかをさらに模索するよう要請する。また、この活動の進捗状況を締約国会議に対して情報提供するよう条約事務局に対して指示する。
25. ラムサール地域センターを含むラムサール地域イニシアティブが、各地域の締約国による戦略計画の効果的な実施を支援する作業計画を作成することを奨励する。
26. とりわけ、ポスト2015年持続可能な開発アジェンダ及び持続可能な開発目標の議論の結果、IPBESでの作業、及び生物多様性条約戦略計画2011-2020のレビューに係る調整の必要性を考慮しながら、第14回締約国会議において第4次ラムサール戦略計画のレビューを実施し、第13回締約国会議においてこのレビューの態様及び範囲を設定することを決定するとともに、条約事務局に対してこれを促進するよう指示する。
27. 特に以下の点に考慮して戦略計画の指標の追加に係るオプションを作成するため、2015年7月にスイスで開催される生物多様性条約の指標に関する臨時技術専門家グループ会議の前後に、関心を有する締約国や、科学技術検討委員会、国際機関パートナー、及び他の関係する多国間環境協定・国際プロセスからの専門家支援を含めて、当初は、小規模な、地域を代表する専門家による会議を開催するよう条約事務局に指示する。
  1. 決議IX.1を含む、指標に関するこれまでの締約国会議の決議
  2. 成果及び効果を測り、実用性のある指標の必要性
  3. 国別報告書及びラムサール条約湿地に関する報告を含む、既存のデータ及び情報の流れを活用することによって、指標の実施に係る経費を最小化する必要性

28. 考えられる指標について常設委員会に報告することを専門家会議に対して要請し、常設委員会に対して、優先事項として、潜在的な指標を精査し、第13回締約国会議で承認を得るため提案を行うよう指示する。

## 添付文書

### 第4次戦略計画(2016-2024年)

水鳥の生息地として世界的に重要な湿地の保全 - ラムサール条約

#### ラムサール条約の使命

全世界における持続可能な開発の達成に寄与するための、地域や国内での行動と国際協力を通じた、全ての湿地の保全及び賢明な利用

この使命を達成するためには、湿地が人や自然にもたらす重要な生態系機能及び生態系サービスが、十分に認識され、維持され、再生され、そして賢明に利用されることが不可欠である。

## 論理的根拠

### 第4次戦略計画の長期目標

“湿地が保全され、賢明に利用され、再生され、湿地の恩恵が全ての人に認識され、価値付けられること”

### 背景

1. これはラムサール条約の第4次戦略計画で、第1次戦略計画は1997年に立案された。1997年以来、ラムサール条約の活動は次の3つの柱から構成されている。1) 国家の計画・方針及び法律、管理活動、並びに一般教育を通じた、全ての湿地の賢明な利用、2) 国際的に重要な湿地のリストに加えられべき湿地の登録及び持続可能な管理、3) 国境をまたがる湿地及び共有種に関する国際協力
2. **湿地の賢明な利用**は、ラムサール条約の活動が目指す重要なコンセプトである。“湿地の賢明な利用”は、“持続可能な開発の文脈において、生態系アプローチの実施を通じて達成される湿地の生態学的特徴の維持”と定義される。よって、賢明な利用は、人間及び自然の恩恵のために、湿地とその資源の保全及び持続可能な利用を行うことを最重要点としている。
3. 生物多様性条約の下での湿地活動の実施の文脈において、ラムサール条約は先導役として認識されており、両条約は協力を強化しシナジーの可能性を探るべく努めている。2014年に開催された生物多様性条約締約国会議では、地球環境ファシリティー（GEF）に付託される資源に関して助言を提供するようラムサール条約に対して招請した。

### 湿地の重要性

4. ラムサール条約は、1971年に採択された、初めての地球規模の多国間環境協定である。ラムサール条約湿地ネットワークは、世界で国際的に重要であると公式に認められた地域からなる最大のネットワークを構成している。この湿地ネットワークは、2015年6月8日現在、2,208か所のラムサール条約湿地、合計湿地面積210,700,000ヘクタールを占め、人間と自然のために重要な機能を維持し、生態系サービスを提供する世界的な湿地ネットワークの基幹を構成している。保全と持続可能性のためのこれらの湿地の特定と管理は、条約の核となる目的であり、異なるアプローチやビジョンを考慮しながら、生物多様性及び人間にとっての長期的な利益を実現するために不可欠である。
5. 湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。
6. 湿地は、生物多様性、水の供給、水の浄化、気候調整、洪水制御、海岸保全、役立つ繊維、精神的・文化的インスピレーションや観光等の幅広い生態系サービスをもたらす。

7. 湿地は、交通手段、食糧生産、水質リスクマネジメント、汚染規制、漁業及び狩猟、レジャー、生態学的インフラの供給に関連した経済活動において重要な役割を担う。
8. 私たちが採集し使用する水のほとんどは湿地を源としている。しかし、水は不平等に供給されており、今日、7億人以上が安全な飲料水を入手できずに暮らしている。加えて、25億人が不衛生な状況にあり、湿地にさらなる影響を与えている。
9. 湿地は荒地と見なされることが多々あり、湿地がもたらす生命維持に不可欠なサービスについてはほとんど知られていない。

## 湿地の傾向

10. ミレニアム生態系評価から、地球規模では、内地及び海岸の湿地生態系が（2005年時点で）ほかのどの生態系よりも早いスピードで失われていることが判明した。そして、それ以降、湿地資源の減少が進む傾向は逆転していない。この劣化及び減少の間接的な要因は、主に人口の増加及び経済活動の変化と見なされている。主な直接的な要因は、インフラ開発、土地転換、水利用、富栄養化及び汚染、過剰伐採、湿地資源の乱開発、気候変動及び侵略的外来生物と見なされている。
11. 湿地帯の変化に関する189の報告のレビューに基づく世界の湿地帯における長期的及び近年の動向に関する最近の研究では、報告されている天然の湿地の長期的な減少は平均54%～57%になり、1700年以降の減少は87%に達する可能性があることが示されている。1900年以降64%～71%の湿地が失われたが、20世紀から21世紀初頭まで間の湿地の減少は特に早い（3.7倍の）スピードで進んだ。20世紀には、沿岸の天然の湿地の転用が、内陸の天然の湿地の転用よりも加速して行われた。そうした転用及び減少は、世界中のあらゆる場所で続いており、特にアジアでは急速に進んでいる。
12. 「Changes in the Global value of Ecosystem Services」の報告では、1997年～2011年に世界中で失われた淡水湿地の代償は2.7兆USドル/年に相当し、潮汐湿地・マングローブの喪失の代償は7.2兆USドル/年と推定され、サンゴ礁の喪失は、11.9兆USドル/年と推定されている。
13. 報告書「The Economics of Ecosystems and Biodiversity for Water and Wetland」は、内地及び海岸の生態系サービスの価値は、ほかの生態系タイプよりも一般的に高いこと、水・食物及びエネルギーの“つながり”は社会における最も基本的な関係のひとつであり、ますます難しい課題でもあること、湿地が様々な政策目標の達成の助けとなる生態学的インフラを提供すること、湿地の減少が人間の幸福・健康の甚大な損害につながり、地域、国及びビジネスには経済的にマイナスの影響となり得ること、湿地関連及び水関連の生態系サービスが、資源効率的で持続可能な経済への移行を図るための水管理にとって欠かせない一部となる必要があることを示している。
14. 生物多様性条約の地球規模生物多様性概況第4版（Global Biodiversity Outlook 4 (GBO4)）もまた湿地の減少と劣化の傾向が悪化していると示唆している。天然湿地と対照的に、人口湿地の面積は増加傾向にあるが、人口湿地の質は破壊された（天然）湿地よりも低い場合があるとされている。部分的に良好な進展も見られるが、2020年の愛知目標を達成するためにはさらなる行動が求められる。生物多様性の減少を止め

るという 2050 年長期目標の達成のために、気候変動、砂漠化対処及び土地の劣化に対する重要な開発目標と連動して、より効率的な土地・水・エネルギー及び材料の利用、消費習慣の見直し、及び特に食糧生産の動向への対処を含めた社会の変化が求められる。

## 世界状況

15. 持続可能な開発目標に関する公開作業部会の報告書は、全ての湿地及びラムサール条約湿地ネットワークは、水質・給水、食物・水の安全保障、気候変動への適応、エネルギー供給、健康的な生活、生物多様性及び持続可能な生態系の利用、持続可能な人間の定住、貧困の根絶、適切なインフラの革新・開発に関係するあらゆる持続可能な開発目標と直接的な関連を持つと期待している。
16. ラムサール条約湿地ネットワーク、そしてラムサール条約湿地の効果的な管理及びラムサール条約湿地以外の世界の湿地のより幅広い賢明な利用は、生物多様性条約だけでなく、ボン条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約及び水関連の条約等の他の多国間環境協定における作業に本質的に寄与する。

## 第 3 次戦略計画の実施における進捗状況のレビュー

17. 第 3 次戦略計画の実施に係る進捗状況のレビューは、第 11 回締約国会の国別報告書と締約国及びラムサール条約のパートナーが回答した 2014 年の戦略計画のアンケートをもとに行われた。
18. 第 3 次戦略計画の実施のレビューの主な結論は、第 3 次戦略計画の実施は、全体的に、地球規模で、現在進行形であると特徴付けられる。湿地の賢明な利用、ラムサール条約湿地の候補地の特定、目録、管理計画の準備、条約湿地の状況及び生態学的特徴のモニタリング、及び条約の下での報告等の多く条約の核心的な側面に、引き続き、常に注目し行動することが求められる。
19. その他の主な発見は、湿地の劣化と減少の加速に直面している締約国の間で危機感が増していることである。この対応として、公的・民間投資における湿地の価値の主流化や湿地管理を通じて、劣化の防止、停止及び好転するべく、減少と劣化の要因への取り組みを強化させる必要がある。

## 今後9年間にラムサール条約の焦点となる優先分野

20. 2016～2024 年の期間における条約の実施のための、このラムサール条約締約国の焦点となる優先分野の概要は、第 11 回締約国会議の国別報告書、2014 年に多くの締約国及びパートナーが回答した第 4 次戦略計画のアンケート及び 2014 年 10 月と 11 月にアフリカ、アメリカ州、アジア及び欧州で開催された締約国会議事前地域協議の間に受理したフィードバックに基づいている。
21. 湿地の減少及び劣化の防止、停止及び好転：湿地の減少という最大の変化は、持続不可能な農業、林業、採取産業（特に油・ガス及び鉱業）、人口増加（集团的移住及び都市化を含む）の影響、そして環境への考慮を無視する土地利用の変化に由来してい



る。湿地にかかるこうした重圧の背後にある要因への取り組み及び関与は、それらの影響を制限し、適応し、緩和する条件となる。この事実の認識及び計画・意思決定時の考慮には、湿地資源及び湿地生態系の恩恵が広く社会に評価され、価値が認められ、理解されていることが必要となる。

22. **科学に基づいた助言と手引き**： 科学技術検討委員会及び CEPA（交流・教育・参加・普及啓発）のプロセスを通じた、実行者及び政策立案者に対する科学に基づく助言と手引きの創出及び提供の向上。
23. **気候変動と湿地**： 気候変動の緩和及び適応における湿地の決定的な重要性が理解されている。
24. **人間と自然に供給する生態系機能及び生態系サービスに関する情報**： 湿地が提供するサービス、恩恵、価値、機能、物品及び生産物は、いまだに国の開発計画に統合されていない。水と貧困削減に対する人としての権利を十分に行使せしめる湿地の役割に関する認識不足は、湿地の再生に投資される努力を減少させ控えさせる重大な要因になっている。資源の消費を伴わないアプローチによる、人間と自然への物質的あるいは非物質的な統合された価値や利益は、精神的価値、存在価値、未来志向の価値を含む。
25. **人間と自然に供給する生態系機能及び生態系サービスの伝達**： 政策立案者及び幅広い市民との効果的なコミュニケーションを通じた湿地価値の主流化とラムサール条約の可視性の強化。これは、人間の暮らしと健康、経済の発展、生物多様性、土壌及び水に貢献する湿地の価値に対する理解が進むことに寄与するだろう。
26. **協力強化**： 水、土壌及び生物多様性の管理や公的・民間投資において、湿地の価値の主流化を促進し、ラムサール条約湿地とその他の湿地の管理者、主要な民間の及び公的な利害関係者を結び付ける協力プラットフォーム（ラムサール条約湿地、都市、河川、湖、地下水盆、国、地域、世界のレベル）の調整と参加。
27. **条約の実施**： ラムサール条約湿地の最新情報、すべての湿地及び国際的に重要な湿地の目録、生態学的特徴の維持、ラムサール条約湿地の管理、特にモントルーレコードに掲載されている良好とはいえない湿地の生態学的特徴の改善、すべてのラムサール条約湿地の管理計画プロセスの準備、並びに、スタッフの駐在、適切なインフラ及びその他資源を通じた管理計画の現場での実施に関係するラムサール条約の規定への遵守の向上。
28. **ラムサール条約湿地及び国境をまたぐラムサール条約湿地の特定及び登録**は、将来にわたる保護及び過小評価されている湿地タイプのラムサール条約湿地ネットワークへの参加を確保するため各国の目録に基づいて行う。
29. **湿地の賢明な利用**： 地方、流域、国、地域、地球規模の恩恵をもたらす湿地では、生態学的機能が維持されていることを確保するための積極的で行き届いた管理が行われている。
30. **侵略的外来生物**： 湿地内の侵略的外来生物を制限し根絶するための行動。
31. 持続可能で包括的な、かつ賢明な湿地の利用の存続のための、原住民族及び地域社会を含む利害関係者の**完全かつ効果的な参加及び共同行動の強化と支援**。

32. **シナジー**：報告を含む手続き及び作業の簡素化、並びにラムサール条約及び他の多国間環境協定、関連する協定の実施に責任のある（または協力している）主体間での情報共有の促進のための取組の強化。協力を通じて、関係する多国間環境協定及び他の国際プロセスとのシナジーの特定を進めることを目指す。
33. **資金調達**：資金調達は湿地の管理に必要である。行動をしないことによる損失は深刻なものとなるだろう。適切な資金調達は多くの国、特に発展途上国、にとって大きな課題である。
34. **流域の全体像**：河川、湖、地下水盆レベルで人間と自然にもたらされる湿地の機能及び生態系サービスを分析し表現すること、利害関係者と協働することは、湿地を幅広い水循環の一部として認識するために必要である。

#### 第4次戦略計画の実施

35. 第4次戦略計画（2016-2021年）は、締約国が、ラムサール条約事務局、ラムサール地域イニシアティブ、科学技術検討委員会及びCEPA（情報交換・教育・参加・啓発）ネットワークの支援を受け、国際機関パートナー、政府間機関及び多国間環境協定と協働して、行動に着手することを求める。
36. 締約国は、国家湿地政策、戦略、行動計画、プロジェクト及びプログラムを策定することによって、または、湿地のための行動や支援を動員する他の適切な方法によって、国及び地域レベルで戦略計画を実施するべきである。これは、生物多様性国家戦略の一部または補完になり得る。
37. 締約国ごとに条約を実施する状況や能力が異なることは理解される。各締約国は、戦略計画のうち自国の優先事項を設定し、それらを実施するための作業計画を策定し、自国の資源の使い方を考慮することが推奨される。この戦略計画は、他の国際的に合意された環境目標と個別目標への貢献として実施されるべきである。
38. 締約国は、条約の実施を目的とした取り組みを、生物多様性条約、ボン条約、国連気候変動枠組条約、国連砂漠化対処条約、さらに適当と見なされる場合、他の地域的及び地球規模の多国間環境協定の実施のために取る措置と相乗的に行うことが推奨される。

#### 実施を可能にする要件

39. ラムサール条約第4次戦略計画の良好な達成は、締約国及び他の利害関係者の誓約と従事に依存する。この戦略計画の準備段階における協議プロセスの中で示された締約国による見解から、実施を可能にし、促進する一定数の要因が特定された。締約国とラムサール条約パートナーはこれらの措置の実施において協働することが強く求められる。

## 資源動員戦略

40. 湿地の保全及び賢明な利用に投じられる国際的及び国内の資金源は、地球環境ファシリティを含むあらゆる調達元から民間、公共、国家、国際的資源を通じて促進されてきた。進歩はあるものの、割当資金は、この計画で示された一連の目標と個別目標を完全に達成するには不十分である。湿地の保全及び賢明な利用、さらに湿地の劣化と減少の要因に取り組むための追加資金の効果的な動員は、地方、国、地域及び国際レベルで求められている。この動員は、資源動員とパートナーシップの枠組み及び締約国の努力、ラムサール地域イニシアティブ、国際機関パートナー及び事務局のパートナーシップユニットを通じて達成させることができる。

## 第4次戦略計画の支援と推進

41. 事務局のコミュニケーション活動は、CEPA（情報交換・教育・参加・啓発）を含め、湿地問題の対象となる層の関与を増やすとともに、ラムサール条約がよりよく知られ、その使命がさらに幅広く認識されるように向上されるだろう。

## パートナーシップ

42. 湿地及び湿地由来の資源の賢明な利用は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理・維持責任者にとどまらず、いずれは様々な主体を巻き込むだろう。これは、強化される必要があるラムサール地域イニシアティブ、国際機関パートナー及び多国間環境協定とのパートナーシップが存在する地方、国、地域及び世界のレベルで適用ができ、条約の実施の強化及び湿地の減少率・劣化率を反転させるために市民社会及びビジネスセクターとの新しいパートナーシップは少しずつ前進した。

## 国際協力

43. ラムサール条約は、水、生計手段、生物多様性、災害リスクの縮小、回復力及び二酸化炭素吸収量を含めた持続可能な開発に関連する国際的論争及びプロセスとラムサールを結び付けるために、国際協力に寄与する一連の取り決めを導入した。
  - ラムサール条約は、生物多様性条約の下での湿地に関連する活動の実施において主要なパートナーであり、政治的、技術科学的な助言と手引きを生物多様性条約に提供し、この2つの条約間の協力をすべてのレベルで強化する責任がある。
  - ラムサール条約の締約国は、条約の政策及び手法、国及び地域レベルでの応用のさらなる発展のため、特に、現場での保全及び賢明な利用を実現するため、また、条約の責務を果たすために締約国を援助するために、日頃からすべての地域で活発に貢献している6つの主要な団体（バードライフ・インターナショナル、国際自然保護連合(IUCN)、国際水管理研究所(IWMI)、国際湿地保全連合、水鳥・湿地トラスト(WWT)及び世界自然保護基金(WWF))に国際機関パートナーとしての地位を与えている。

- ラムサール条約は、生物多様性関連の7つの条約（生物多様性条約、ワシントン条約、ボン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、国際植物防疫条約）の事務局長を引き合わせる生物多様性連絡グループに参加している。
- 48 のパートナーが理解及び協力の覚書に署名している。

## 地域間協力と二国間協力

44. 地域間協力及び二国間協力は、湿地及び水資源の保全と賢明な利用を進めるために強化されなければならない。ラムサール地域イニシアティブは、現場での活動のための地域間及び二国間の協力、能力開発、技術・知識の交換、湿地関連情報、交流及び資金動員を推進し支援するために効果的な仕組みである。
45. 締約国間のさらなる協力は、要請があれば、締約国及び国際機関はもちろんラムサール条約事務局、ラムサール地域イニシアティブ、国際機関パートナーのできるだけだけの支援をもって、河川、湖、地下水盆レベルの国境をまたぐラムサール条約湿地の登録及び共同管理を通じて強化することが可能である。

## 能力開発

46. 締約国、ラムサール地域イニシアティブ、国際機関パートナー及びその他パートナーは、目録、湿地管理、湿地状況モニタリング及び評価、湿地及び湿地価値の交流とプロモーション、科学的・技術的知識及び手引き、そして知識・技術交換を含む分野における締約国及びその他の利害関係者からの能力構築の要望に応じる必要がある。

## 言語

47. ラムサール条約による使用言語の追加は、条約の業績及び価値についてまだ知られていない地域にその影響を広げ、認知度を上げる重要な意味があるだろう。

## 目標と個別目標 2016～2024 年

第4次戦略計画の目標は、上記のとおり、負の方向への傾向を変えるために新しいアプローチが必要であるという事実に鑑み策定された。

これらの目標は、2016-2024 年の期間におけるラムサール条約の4つの優先分野を構成しており、3つの戦略的な目標とそれらの実施を支える運用上の目標を含む。

付属書1の表は、下記に要約される目標と個別目標のためのツール、主導者、指標及び基準値について、より詳細に示している。

## 戦略的目標

### 目標1：湿地の減少と劣化の要因への対処

人間が湿地に与える多重の影響が増えている。湿地の劣化と減少の要因に働きかけ、湿地の（金銭的・非金銭的な）価値の役割を計画や意思決定に組み込むためには、多重な環境機能及び恩恵が広く社会に理解されるよう湿地資源及び湿地生態系の恩恵の評価を可能にする技法の構築が必要になる。締約国、条約事務局、ラムサール地域イニシアティブ及び国際機関パートナーは、利害関係者らとともに、脅威を減じさせ、傾向に働きかけ、湿地を再生し、及び優良事例を共有するために、関与を強化する。

個別目標1：湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関係する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される。

個別目標2：水利用は、とりわけ集水域レベルや海岸水域沿いにおいて、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模でサービスを提供するために必要な水量に配慮する。

個別目標3：公共セクターと民間セクターが、湿地と水資源の賢明な利用のためのガイドラインや優良事例を適用するための取り組みを強化している。

個別目標4：侵略的外来生物及びその移入・拡張経路が特定され、優先付けられる。優先的に対処すべき種が防除または根絶され、それらの移入や定着を防ぐため対応策が整備・実行される。

### 目標2：ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理

ラムサール条約湿地は、正式に認められている国際的に重要な湿地帯に関する世界で最も大きなネットワークを構成している。このネットワークは、さらに大きな湿地のネットワークの基幹となっている。締約国は、既存のラムサール条約湿地の保護及び効果的な管理に尽力し、条約湿地数及び湿地面積の増加に継続して取り組むことにより条約の影響範囲の拡大に努めるとともに、先住民族や地域社会を含む利害関係者の完全かつ効果的な参加を可能にすることを約束しなければならない。

個別目標5：ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合管理を通じて、維持あるいは再生される。

個別目標6：特に、代表的ではない生態地域や国境にまたがる場所における代表的ではないタイプの湿地において、ラムサール条約湿地ネットワークの面積、数及び生態学的つながりに大幅な拡大がある。

個別目標7：生態学的特徴の変化が懸念されるサイトにおいて、驚異が対処される。

### 目標3: すべての湿地の賢明な利用

すべての湿地の賢明な利用は、締約国が、現在のラムサール条約湿地ネットワークの域を超えて、湿地対策を確実に行うことを必要とする。この作業は、集水域レベルを含め、国、地方、地域及び国境をまたがるレベルで生じ得る。生態系機能、サービス及び恩恵についての認識を、広域にわたるセクター及び様々な当事者らに主流化することは、この取り組みの成功を確保する助けとなる。

個別目標 8 : すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録が着手され、完成または更新され、公開・配布され、活用されている。

個別目標 9 : 湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域内や沿岸域に沿って、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される。

個別目標 10 : 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。

個別目標 11 : 湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。

個別目標 12 : 生物多様性保全、防災、生計手段及び／または気候変動の緩和と適応に関連する湿地を優先に、劣化した湿地の再生が進行する。

個別目標 13 : 水、エネルギー、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及している場合に、それらの持続可能性が向上され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。

### 運用上の目標

#### 目標4: 実施強化

湿地の存続及び条約の成功には、締約国が戦略計画の実施を強化することが不可欠である。様々なアプローチは、3つの戦略的目標や、最終的には条約そのものの実施の強化を助ける。それらは、特に、科学技術的助言と手引き、資源動員、普及啓発、可視性及び能力構築に関して、締約国自身により、あるいは他の締約国や他の団体との協力のもとで、重要な行動がとられることを必要とする。ラムサール条約事務局は、条約についての普及啓発と可視性の向上において、そして実施の向上を支援する資源の動員において、重要な役割を果たす。

個別目標 14 : 関係のあるテーマについて、世界レベルや地域レベルでの科学的手引き・技術的手法が開発され、適切な形式・言語により、政策決定者や実務者にとって利用可能となる。

個別目標 15：各地域において、締約国の積極的関与と支援を受けたラムサール地域イニシアティブが、ラムサール条約の十分な実施の助けとなる効果的なツールとして強化・発展される。

個別目標 16：湿地の保全及び賢明な利用が、情報交換、能力開発、教育、参加及び啓発を通じて、主流化される。

個別目標 17：第4次戦略計画 2016-2024 を効果的に実施するため、様々なソースからの資金及びその他の資源が利用可能になる。

個別目標 18：国際協力がすべてのレベルで強化される。

個別目標 19：条約と第4次戦略計画 2016-2024 を実施するための能力構築が強化される。

## モニタリングと評価

1. 附属書1の表に記載されている目標、個別目標、ツール、指標及び基準値は、国レベル及びその他のレベルにおける戦略計画の実施を組織化するための土台として使用できる。具体的な指標は個別目標ごとに特定されている。これらの指標は、適宜、締約国によってモニターされる。
2. 常設委員会は、条約事務局及び科学技術検討委員会からの定期的報告に基づいて、及び各報告期に作成される国別報告書に基づいて、戦略計画の実施をレビューしていく。
3. とりわけ、ポスト 2015 年持続可能な開発アジェンダ及び持続可能な開発目標の議論の結果、IPBES での作業、及び生物多様性条約戦略計画 2011-2020 のレビューに係る調整の必要性を考慮しながら、第14回締約国会議において第4次ラムサール戦略計画のレビューが行われ、第13回締約国会議においてこのレビューの態様及び範囲が設定される。
4. **地球規模の指標**：特に以下の点に考慮して戦略計画の指標の追加に係るオプションを作成するため、2015年7月にスイスで開催される生物多様性条約の指標に関する臨時技術専門家グループ会議の前後に、関心を有する締約国や、科学技術検討委員会、国際機関パートナー、及び他の関係する多国間環境協定・国際プロセスからの専門家支援を含めて、当初は、小規模な、地域を代表する専門家による会議が構成される。
  - 決議 IX.1 を含む、指標に関するこれまでの締約国会議の決議
  - 成果及び効果を測り、実用性のある指標の必要性
  - 国別報告書及びラムサール条約湿地に関する報告を含む、既存のデータ及び情報の流れを活用することによって、指標の実施に係る経費を最小化する必要性

---

※添付文書 1 及び 2 は省略する。